

員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第四 議案第四号 福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託しておりますので委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第四号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四号について採決いたします。

○議長（村尾栄次君） 本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第五 議案第五号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

~~~~~

本案については総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第五号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、この改定を行った場合、ラスパイレスはどのくらいになるのかとの質疑に、六十三年度のラスパイレスははっきりしていないが、一一〇％台ではないかと思う。国の数字が出ると計算し直すが、当市では特別昇給が少ないこともあり、一一〇％を割るかもしれない。毎年最初の計算

で上がる懸念もあるが、改定率が国の方は本俸だけで、市の方は手当を含んでいるということ、また国の方では毎年六分の一くらい特別昇給があるためか、結果的には上がっていないので、現在のラスパイレス指数よりも低くなるのではないかと思うとの答弁がありました。また委員より、この指数が合法的、合理的かということには疑問もあるが、目下のところ比較対象になるのはこれだけであり、市民がラスパイレスで見えてどうだという議題もあるので下げていただくようお願いするとの意見がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第六 議案第十号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第十号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

○理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、後遺症についてはどうかとの質疑に、松葉づえをつかなければ歩けないといった状態ではなく、外見上は通常の人と変わりはないが、パットで動めていたがそういった仕事は無理であるとのことであるという答弁がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第七 議案第六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案については本件については総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告をお願いします。

まず、総務委員長 村野和一郎君。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第六号中総務委員会所管分につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、歳入につき理事者の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、続いて歳出について理事者の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 次に建設委員長 在原 博君。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算

(第四号) (歳出予算のうち建設委員会所管分) について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後に質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 次に厚生委員長 齋藤 巽君。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名がございましたので、議案第六号の昭和六十三年度福生市一般会計補正予算

(第四号) (歳出予算のうち厚生委員会所管分) について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後に質疑に入りましたところ、特別質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第六号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第六号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第八 議案第七号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を

議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託しておりますので、厚生委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名がございましたので、議案第七号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会

計補正予算(第四号) について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者側の説明の後、質疑に入りましたところ、質疑もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第九 議案第八号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)を議題と

いたします。

本案については建設委員会に審査を付託しておりますので、建設委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第八号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正

予算(第三号)の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第十 議案第九号 昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)を議題

といたします。

本案については建設委員会に審査を付託しておりますので、建設委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第九号 昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補

正予算(第三号)の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第

であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十一 陳情第六十三—二号 保健、医療、福祉の拡充に関する陳情書、日程第十二

陳情第六十三—五号 入院ベッドの確保に関する陳情書の二件を一括して議題といたします。

本二件については厚生委員会に審査を付託しておりますので、厚生委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、陳情第六十三—二号及び陳情第六十三—五号の二件につ

きまして一括審査いたしましたので報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本件陳情書は、六十三年三月に第一回の審査を行い、委員より、この陳情を採択して早期に意見書を提出し、陳

情の趣旨が網羅できれば、福生市における老人福祉対策とか医療関係も充実できるという点から採択していただきたいとの意見と東京都保健医療計画調査会が案を策定中ということで、今の段階では情報がつかめないで継続されたいとの意見もあり、賛成多数で継続となり、その後、六月、九月、十月、十二月と継続審査をし、平成元年一月三十一日、二件一括して審査に入り、意見等の発言をお願いしましたところ、委員より最近東京都の保健医療計画案が新聞等で報道された。理事者に連絡があったと思うが説明していただきたい。理事者より、資料配付がされ、資料説明があり、その後委員より、西多摩医療圏の市町村別既存病床数について伺いたい。理事者より、青梅市二千二百十四病床、福生市六百六十八病床、昭島市三百五十四病床、羽村町ゼロ、瑞穂町二百八十六病床、日の出町三百九十一病床、五日市町ゼロ、檜原村ゼロ、奥多摩町四十九病床で合計三千九百六十二病床であるとの答弁がなされ、また委員より、今後福生市とこの原案との関係についてどのような動きになっていくのか。理事者より、都はこの原案について二月二日までに各市町村ごとの意見を聴取し、これに基づいて医療審査会からも意見を聴し、六十三年度中に計画決定をし、公示したいとの段取りのようであるとの答弁があり、また委員より、たまたま陳情が出されているから原案説明をしたというのではまずいと思う。専門の医師会と市民の方々の意見も聴く中で、福生市の意見として東京都へ述べていただきたいとの要望があり、また委員より、この東京都で示された原案を見ると、この陳情書の趣旨にあるような区市町村単位の二次医療圏を医療圏にすることも満たされておらず、今の現実の医療から掛け離れている。セルフケアを都はそのまま踏襲していることもあるので、保健医等の陳情されているこれらの意見を汲んで、この二件の陳情書を採択していただきたいとの意見もあり、また委員より、二次医療圏は原則として区市町村ごとに設置するようという項目についてはなじめないと思う、また、東京都の原案について賛成する立場から、この陳情二件については不採択とされたいとの意見があり、その後、個別にお諮りいたしましたところ、陳情第六十三—二号については採決いたしましたところ、賛成少数で不採択と決定いたしました。続いて陳情第六十三—五号について採決いたしましたところ、賛成少数にて不採択と決定した次第であります。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。五番 須釜 亮次君。

(五番 須釜亮次君登壇)

○五番(須釜亮次君) 御指名を賜りましたので、陳情第六十三―二号 保健、医療、福祉の拡充に関する陳情書及び陳情第六十三―五号 入院ベッドの確保に関する陳情書について反対の立場から意見を述べさせていただきます。
この二件の陳情書はただいま委員長報告にありましたように、昭和六十三年三月定例会に提出されて以来、本年一月の臨時会に至る通算六回に及ぶ厚生委員会並びに本会議において継続審査となったことは既に御案内のとおりであります。継続審査となった主たる理由は、当時より東京都において東京都保健医療計画が審議作成のための有識者を含む各界各層の権威者で構成された調査会が作業中であり、その推移を見守りつつ審議を行いたいとのことで継続審査となったのであります。

まず、最初に陳情第六十三―二号についてありますが、本陳情書の趣旨の主たる一般病院の病床を増床できるように計画案に二次医療圏を区市町村行政区毎に設定するよう要望されていますが、今回発表された東京都保健医療計画原案によれば、一次医療圏は住民に密着した保健福祉サービスの提供主体が各区市町村であり、二次医療圏は医療法第三十条の第二項第一号の規定に基づき、住民の日常生活行動の状況、交通事情、保健医療関係を含む既存の地域ブロックや医療資源の分布状況を総合的に勘案された一般病床の西多摩医療圏の必要ベッド数三千九百八十一床に対し、既存ベッド数は六十三―号の三十九百六十二床、予測される不足数は十九床と提示されたのであります。このことは都の保健医療計画調査会において十分審議の上、圏内における充足率、稼働率を勘案して提示された原案であります。今回発表された原案では、西多摩医療圏における不足ベッド数は十九床ではあります。当福生市における既存ベッド数はすでに六百六十八床は確保されており、五万六千四百八十六人の市民に対する充足率は、島嶼を除く東京都全体の充足率〇・八八%、西多摩全体の充足率一・一三%に対して一・一%と

なり、他の市町村と比較して多少なりとも余裕あるものとして評価する次第であります。

また、陳情書同様の陳情趣旨第二項以下第四項に至る病気の早期発見、早期治療、在宅医療、老人福祉対策等の要望については、今回提示された都の保健医療計画原案にほとんど取り入れられており、その要望が満たされると認められるものについては、改めて東京都に要望する必要性を認めず、陳情第六十三―二号について陳情に沿いたいと言わざるを得ないのであります。

関連して陳情第六十三―五号 入院ベッドの確保に関する陳情書に要望されている趣旨についても前述いたしました福生市内のベッド数は満たされているものと解すべきであり、陳情書の趣旨についても同じく沿いがたいとするものであります。

ここで強く訴えたいと思うことは、同計画によればこの基本的方向について二十一世紀初頭を目標とし、計画期間を五年間とし、今後の社会情勢の変化等に対応して五年以内に再検討を加え、必要あると認める時は変更するとうたっているであります。すなわち、絶対的固定化というところえ方ではなく、現在考えられる、よりベターで柔軟性ある都民のためのすばらしい計画案としてこの原案を受け入れるべきであると信ずる次第であります。

この二つの陳情書は福生市議会に提出されたものであり、当然福生市の保健医療、福祉の立場から論ずるものでなければならず、この限りにおいては、今回発表された都の保健医療計画原案が、わが福生市にとりば満足すべき内容であると認識して、以上述べました理由により、陳情第六十三―二号の東京都に対する要望書の提出、並びに陳情第六十三―五号の東京都に対する意見書の提出の両陳情書の採択に反対して私の反対討論といたします。

○議長(村尾栄次君) 次に賛成者 十二番 原 敏子君。

(十二番 原 敏子君)

○十二番(原 敏子君) 陳情第六十三―二号 保健、医療、福祉の拡充に関する陳情書及び、陳情第六十三―五号 入院ベッドの確保に関する陳情書について賛成討論を行います。

本二件の陳情書は昨年の三月議会に提出されたものです。この陳情の趣旨は東京都保健医療計画の策定にあたり、医療を行う専門家であります東京保険医協会の先生方と医療を受ける市民の皆さん方から医療計画を策定するに当たり、それぞれの立場から要望を出され、当市議会に陳情されたものです。

この二件の陳情の趣旨は一、地域医療に必要な一般病床の確保について十分に配慮すること、そのために二次医療圏は原則として区市町村行政区ごとに設けるよう東京都に要望されたい。二、病気の早期発見、早期治療を目指し、健康診断の検診内容を充実して受診者数をふやす。三、在宅医療サービスの拡充。四、老人福祉対策の拡充等総合的な保健、医療、福祉サービス等について充実した内容を盛り込むよう都に要望をしてほしいというものです。本陳情にありますように、東京都の今後の五年間の保健医療計画策定は私たち都民にとって大変関心を持つものであります。東京都の計画原案によつては、地域が必要があつても病院の建設やベッドをふやすことができないことが予想されることと保健、医療、福祉サービスを充実してほしいという本陳情は、高齢化社会を迎えるに当たつて当然の要求であります。したがひまして、本陳情をぜひとも採択していただき、都民である市民の皆さんの保健、医療、福祉サービスを充実させるよう意見書を都に対して提出すべきであると私はこれまで主張してまいりました。

しかし、これらの陳情を付託されました厚生委員会では六回にわたる審議をいたしました。その五回までは与党の皆さんは東京都の審議を待ちたいなどの理由で継続としました。これらの陳情は趣旨説明で明らかになうに、東京都の保健医療計画原案が作成されてからでは対処が非常に困難であるため、都知事に対して緊急に意見書を出してほしいとされています。すなわち陳情者の方々の願いは、都の審議結果が出る前に採択をして意見書を出してほしいというものです。それを約一年間継続審査としておき、都の計画原案ができてからこの陳情は不採択であるというのは納得できません。

しかも六回目の一月三十一日の委員会審議においてのこれらの陳情書の反対理由の一つに、原案が陳情書に沿っているから反対であるという意見は意味不明です。陳情が都の原案に沿っているからというのであれば本陳情は賛成となるものです。ですから反対をするということは、反対をするための無理な反対意見であるということを証明しています。

一月十一日に発表された都の原案を見ますと、予想どおり西多摩ブロックの必要病床数——ベッド数——はあと十九床となっています。しかし現実には羽村町、五日市町、檜原村には病床は一つもありません。この都原案による不足の十九床も西多摩病院に老人中間施設ができるとオーバーしてしまします。としますと、今病床を持ってい

ない二町一村には今後五年間は事実上病院ができないということになるのです。都のこの原案は、病床数の規制だけではなく健康サービスについても健康プラザなど一部を除いて具体的施策を示さず、都民の自覚とボランティア、企業による肩代わりを強調しています。そしてこの原案は、医療における地方自治の原則に反し、都民の受診の自由権をも奪うものとなります。

東京都の保健医療を都民が主人公となるものにするために本二件の陳情を採択してくださいませよう重ねてお願いしまして私の賛成討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより本二件について個別に採決いたします。

まず、陳情第六十三—二号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十三—二号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立少数であります。よつて陳情第六十三—二号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて陳情第六十三—五号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十三—五号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立少数であります。よつて陳情第六十三—五号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午前十一時二十七分開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際新たに提出された議案第十二号を本日の日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十二号を本日の日程に追加することにいたしました。

追加日程第一議案第十二号福生市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（十番 村野和一郎君登壇）

○十番（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第十二号について提案理由の説明をさせていただきます。

本改正案につきましては、先ほど可決されました議案第一号と関連し、今回の組織改正において特命事項の調査研究に関する事項を担当する行政推進担当が新設されたことに伴い、議会側における委員会条例もこの際改正しようとするものでありまして、その内容といたしましては、第二条に定める三常任委員会の所管中総務委員会の所管分につき「総務部」の次に「行政推進担当」を新たに加えようということから本改正案を提案いたしました次第であります。

よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成元年第一回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前十一時三十分 閉議・閉会

~~~~~

署名議員

福生市議会議長

議員

議員

議員

村尾栄次
林田武
佐原博
村野和一郎

写

福総庶彥第二千九百九十一号

平成元年二月三日

福生市長 石川 彌八郎 印

福生市議会議長

村尾榮次殿

付議事件告示について

平成元年一月三十一日付け、福議発第二十二号をもつて依頼のあったこのことについて、別紙写しのとおり告示したので通知します。

⑤

福生市告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百条第四項の規定に基づき、平成元年第一回福生市議会臨時会の付議事件について、次のとおり追加する。

平成元年二月三日

福生市長 石 川 彌八郎 印

一 追加する付議事件

- (1) 保健、医療、福祉の拡充に関する陳情書
- (2) 入院ベッドの確保に関する陳情書